

Q. 在日韓国人も兵役義務が課されるのか？

A. 韓国の国籍を持つ男性は、兵役法により、兵役の義務が課されます。義務を遂行しない場合は、当然罰せられます。これは外国に滞在する韓国籍の方も同様です。

Q. 在日韓国人が兵役を延期(免除)する方法は？

A. 日本で生まれた方、もしくは6歳以前に日本に入国した方で、17歳になる前に、本人と父母が「特別永住者」もしくは「永住者」の永住資格を取得した方は、18歳から「在外国民2世」の申請が可能で、認定されれば37歳まで兵役が延期(免除)されます。この申請は、旅券更新の度に申請しなければなりません。
ただし、以下の場合は、認定されません。

①17歳以前に韓国国内で通算3年以上、学校に通った場合

②7歳から17歳までの期間中、1年に通算90日を越えて韓国国内に滞在した場合

Q. 「在外国民2世」の地位認定後、地位が喪失してしまうこともあるのですか？

A. あります。生年月日によって以下の2つのパターンがあります。

①1994年1月1日以後の出生者の場合

- 本人が18歳になる1月1日から通算3年を越えて韓国に滞在
- 父または母が海外移住法に基づき、韓国に永久帰国申請

②1993年12月31日以前の出生者の場合

- 2018年5月29日以後、本人が通算3年を越え韓国に滞在
- 2018年5月29日以後、父または母が海外移住法に基づき韓国に永久帰国申請

Q. 「在外国民2世」の資格が喪失すると、兵役に就かなければならないのですか？

A. 在外国民2世の資格を喪失しても25歳になる1月15日までに、居住地の公館で「国外旅行許可」の申請をすれば、37歳まで延期(免除)が維持できます。
ただし、韓国国内就業等、営利活動を行ったり、本人が永久帰国した場合は、地位が喪失するばかりか、兵役義務が生じます。

Q. 在日韓国人が韓国の大学(院)に進学するには、どうすれば兵役を延期(免除)できますか？

A. 大きく分けて以下の2つのパターンがあります

①25歳までに大学を卒業する場合

➤居住地の公館(総領事館)で「在外国民2世」の資格を取って韓国に入国し、兵役義務が発生する25歳になる前年までに卒業すれば問題ありません。

②大学または大学院の卒業時が、25歳になる年を越える見込みの場合

➤居住地の公館で「在外国民2世」の資格を取って韓国に入国し、25歳になる前年までに日本に帰国。居住地の公館に母国修学生の資格で「国外旅行許可」の認定を受け再度韓国に入国すれば、卒業まで兵役は延期(免除)されます。

注意：①大学(院)に修学する場合は、必ず公館で「在外国民2世」の資格のみ取得し、韓国に入国してください。あらかじめ「国外旅行許可」の認定は受けなくてください。「国外旅行許可」の認定を受けて韓国に入国すると、韓国滞在3年を越えた後の「国外旅行許可」認定時に、それまでの3年間で累積滞在日数にカウントされ、母国修学生の資格に影響を及ぼすことがあります。

②大学(院)の修学は、必然的に韓国滞在期間が3年を超過します。3年を越えると「在外国民2世」の資格は取り消されますが、兵役義務が発生する25歳になる年の1月15日までは、「在外国民2世」の資格は無くても継続して韓国で修学できます。

③兵役義務は25歳になる年の1月15日から発生します。それ以前に大学を卒業すれば問題ありませんが、卒業までに兵役義務年齢を超過する見込みの方は、兵役義務が発生する前に、必ず母国修学生の資格で「国外旅行許可」を取得してください(場合によって認定に日数がかかる場合がありますので、余裕をもって申請願います)。

Q. 国外旅行許可とは何ですか？

A. 国外旅行許可とは、永住権取得などの事由で、兵役が延期できる制度です。延期できる期間は諸条件によって分かれています。日本出生の多重国籍者や「在外国民2世」の確認が受けられなかったり、在外国民2世の地位を喪失し

た特別永住者、永住者の場合も国外旅行許可の申請をすれば、兵役義務終了の37歳まで兵役の延期(免除)が可能です。

①申請期間

➤ 24歳～25歳になる年の1月15日まで、または「在外国民2世」の地位喪失時

②許可の喪失

1) 韓国内で就業など営利活動を行った場合

2) 1年以内に6カ月以上韓国に滞在した場合

※大学(院)などの母国修学の資格で入国した方は除く

3) 海外移住法により永久帰国した場合 ← 兵役の義務が生じます

Q. 多重国籍の男性の兵役は？

A. 18歳になる年の3月末までに、いずれかの国籍を選択しなければ、韓国の国籍離脱ができません

➤18歳になる年の4月以降に韓国籍を離脱するには

①兵役に就き兵役を終える

②兵役の延期(国外旅行許可)を受け37歳になるまで待つ

③兵役免除を受ける ← 特殊なケースのみ可能

【まとめ】

結論として、在日韓国人の場合、兵役を免除されるのは、「在外国民2世」の地位を認定してもらうか、または、「国外旅行許可」を受け、37歳まで兵役の延期をするか、大きく分けて2通りの方法があります。

特に、大学(院)修学時は、滞在期間が3年を超過しますし、修学時の年齢によっては、兵役義務が発生する25歳を超過しますので、気を付けてください。

尚、在日韓国人の兵役に関しては、毎年内容に変更があったり、個々の条件によって様々なパターンがありますので、詳細は公館に問い合わせることをお勧めいたします。

◎兵役に関して、正確な情報を得たい方は、下記にご連絡ください。但し、韓国語での通話になります。

➤ 韓国兵務庁資源管理課 ピョンインギョン(변인경/+82-42-481-2965)事務官